

## 規制シート(様式)

160195001230001

平成29年11月22日

規制の名称	精神科病院における非自発的入院及び患者の行動制限等に関する要件、精神保健指定医の指定、登録研修機関の登録、指定病院の指定、精神科病院の管理者の義務	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課長 武田 康久
規制目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院における非自発的入院や患者の行動制限等に関する要件を定めることにより、患者本人の人権にも配慮した医療及び保護を確保する。</li> <li>・精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定に関する要件及び登録研修機関の登録に関する要件を定めることにより、指定医の質を担保する。</li> <li>・措置入院者を入院させることが出来る指定病院の指定に関する要件及び精神科病院の管理者の義務を定めることにより、入院患者に対する適切な医療及び保護を確保する。</li> </ul>		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19条の4第1項及び第2項に規定する職務を行うためには、18条1項各号の要件を満たした上、厚生労働大臣による指定医の指定が必要。また、指定の更新には、登録研修機関が行う研修の受講が必要(19条)。</li> <li>・指定医の指定及びその更新に当たっての研修を実施するためには、厚生労働大臣による登録が必要(19条の6の2)。</li> <li>・措置入院、緊急措置入院、医療保護入院又は応急入院の精神障害者を入院させている精神科病院等の管理者は、常勤の指定医を設置することが必要(19条の5)。</li> <li>・国立・都道府県立以外の精神科病院が措置入院者の入院を受け入れるためには、厚生労働大臣の定める基準を満たして、都道府県知事等から指定を受けることが必要(19条の8)。</li> <li>・精神科病院における任意入院者の退院制限(21条3・4項)、患者本人の同意に基づかない入院措置(33条、33条の7)、移送(34条)の要件及び行動制限(36条)の基準を定める。</li> <li>・精神科病院の管理者は、措置入院継続不要の場合の届出(29条の5)、医療保護入院等の入退院の届出(33条7項、33条の2)、応急入院の届出(33条の7)、定期病状報告(38条の2)、入院患者の処遇に関する基準の遵守(37条2項)などの義務がある。</li> <li>・精神科病院の管理者は、医療保護入院の際、本人へ入院措置を採る旨を告知する義務がある(33条の3)</li> <li>・精神科病院の管理者は、退院後生活環境相談員の選任(33条の4)、退院支援委員会の開催(33条の6)等の義務がある。</li> <li>・精神科病院の管理者は、自傷他害のおそれのある無断退去者が行方不明になった場合、警察署長に探索を求める義務がある(39条)</li> </ul>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	指定医の質を担保し、また、精神障害者に対する適切な医療及び保護を確保して、国民の精神保健の向上を図るためには、指定医の指定、登録研修機関の登録及び指定病院の指定に関する要件並びに精神科病院における非自発的入院や患者の行動制限等の要件を定めるとともに、精神科病院の管理者による各種報告義務等を課すことが必要であるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		

見直し条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第47号)附則第8条
次の見直し時期	平成34年度